

2026 年 3 月 3 日

海の環境問題に取り組む学生ワークショップにおける
ハラスメント防止及び対応に関する方針

海の環境問題に取り組む学生ワークショップ実行委員会

近年、ハラスメント（文部科学省の定義に従い「セクシャルハラスメント」「パワーハラスメント」「アカデミックハラスメント」を含む）の発生とそれに対する組織的対応が求められていることにかんがみ、参加学生の充実した生活と活動の実施を確保するため、海の環境ワークショップにおいても、ハラスメントに対応した方針を以下に定める。

特に、学生ワークショップにおける状況を踏まえれば、ハラスメントは、どのような状況で起きるかについて予測しがたいため、学生の指導、サポートにあたる関係者が、ハラスメントに対する理解を共有し、それを起こさないとの認識を共有するとともに、万一、発生した場合に適切な対処が迅速に実施できるよう、以下 1. ～ 4. の方針を共有する。

なお、本 WS の目的は、異なる意見の学生が意見を戦わせ、意見を集約していくプロセスにあり、参加学生の自主的な活動を尊重することにある。この認識のもと、参加学生に対して、指導的なポジションにある者（学生から見て上位関係が感じられる者）である、実行委員会委員、ファシリテーター、事務局職員、およびサポーターが、ハラスメントの防止を認識するとともに、本方針を参加学生に周知する。

1. 参加学生及びサポーターは、自身、もしくは、他の学生がハラスメントを受けたと感じた場合（不快感を感じた場合を含む）、実行委員会ハラスメント委員及び実行委員、ファシリテーター、事務局職員、サポーターに相談できる。
2. 実行委員会委員、ファシリテーター、事務局職員、サポーターは、ハラスメントの相談（深いかを感じた場合を含む）を受けた時、あるいは、その状況の発生を、見た、あるいは、聞いた場合には、それを防止する適切な措置をとるとともに、その状況を、ハラスメント委員会委員に連絡する。
3. ハラスメント委員会委員は、相談、もしくは連絡を受けて、必要と判断する場合は是正措置を、委員二人以上の合議の元に関係者に指示、実施する。さらに、その状況が改善されないと判断した場合は、ハラスメント委員会委員全員の合議により、また、加害者、被害者、および、その現場を目撃した第三者から状況を聴取ののち、事案への措置を検討・決定し、関係者に連絡する。措置については、①継続観察、②注意喚起、③ハラスメント行為の排除（中止）指示、④加害者への措置（職務からの解除を含む）、⑤他の学生へのケア、による。
4. 関係者は、ハラスメント委員会の決定に事実誤認などの不服がある場合は、実行委員会に申し出ることができる。実行委員会は、申し出があった場合、これを審議し、決定する。その審議には、学生代表数名を適切な方法で選出し、審議に加わる。
5. ハラスメント委員会は、3. の業務を担当する。ハラスメント委員会は、実行委員会委員その他の適任者からなる委員により構成され、委員は、実行委員会において決定する。ハラスメント委員は、自らが、当該案件の当事者（加害、被害）とされた場合は、3. の業務にかかわらないものとする。

また、2. ～ 3. の対応を行う場合、相談者、関係者のプライバシーや人権保護に留意するとともに、相談者が報復を受けないようにハラスメントの当事者に相談者名（相談者名が想像できる情報も含む）を安易に開示しないこと、などに留意する。